

青森県報

号外第二十九号

平成二十七年
三月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則… (自然保護課) …
青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則… (同) … 一

規 則

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号3(二)中「海岸保全施設」の下に「(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。別表第二第二号において同じ。)」を加え、同3(四中「施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加える。

別表第三第九号中3を5とし、2を3とし、同3の次に次のように加える。

4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第三第九号1の次に次のように加える。

2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の第二一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七号中「海岸保全施設」の下に「(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)」を加え、同条第二十八号の十を同条第二十八号の十二とし、同条第二十八号の九の次に次の二号を加える。

二十八の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の第二一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
二十八の十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭